

八代市立第八中学校 「いじめ防止基本方針」

令和 3 年 5 月

「推進法」が求める「学校基本方針」

- それを読めば、学校が児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの。
- それを読めば、個々の教職員は、自分が今、何をすべきか分かるもの。
- それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいのか分かるもの。
- 学校のいじめに対する「行動計画」



組織的・計画的な生徒指導が分かるもの。

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 生徒会との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめ問題対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価
- 4 重大事態への対処
 - (1) 重大事態
 - (2) 重大事態への対応
- 5 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立第八中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものいう。（法2条1項）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの未然防止について

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

このため、人権教育を根幹に据え、学校教育活動全体を通して、自他を認め合い、心の通う人間関係を構築する能力や円滑に他者とコミュニケーションを図る能力、ストレスに適切に対処する力を育成するとともに自己有用感や自己肯定感を感じられる学校づくりが重要である。

(3) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(4) いじめへの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。そのため、組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

また、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を注視していく必要がある。

(5) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

そこで、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 生徒会との連携について

生徒会活動による自発的、自治的な活動を支援し、いじめの防止を訴え、解決を図られるような取組を進める。

(7) 関係機関との連携について

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等)との適切な連携が必要であり、日頃から情報共有体制を整えておく。

3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

校内におけるいじめ防止を実効的に行うため、以下の措置を行う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「構成員」：校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、人権教育主任

「役割」：以下の役割を担い、教頭と生徒指導主事が情報を集約する。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核の役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

「開催」：各学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

《いじめが起きた場合の対応チーム編成》

いじめの疑いに係る情報があつたときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行うチームを編成する。

校内対応チーム・・・いじめ防止対策委員会のメンバーに当該学年主任及び学級担任、当該部活動担当等を加えたチーム

拡大対応チーム・・・校内対応チームに外部の専門家を加えたチーム

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめます。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障します。

イ 人権教育の充実

- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させます。
- ・子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。

ウ 道徳教育の充実

- ・道徳科の授業では、いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ・教育活動全体を通じて、思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努めます。
- ・学校における言語活動の充実に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努める。

エ 生徒会活動の充実

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめます。（生徒会による「八中いじめ根絶宣言」等の作成、生徒による人権集会の運営等）

オ 小中一貫・連携教育の取組

小中連携による「学びと育ちの連続性」を意識した教育活動を推進し、中1ギャップを解消します。

- ・職員間の交流を深め、課題を抱えた児童生徒の情報共有に努めます。
- ・小学校への出前授業で、事前に人間関係の把握に努めます。
- ・交流活動又は合同活動等で、中学校生活への不安や悩みを解消します。

カ 体験活動の充実

学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れていきます。

- ・福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりを深め、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見し体得させます。

キ 校内研修の取組

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行います。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開に取り組みます。
- ・教職員の生徒を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修を実施します。

ク 生徒指導充実月間の取組

- ・年度当初（4月）を「生徒理解と生徒指導の充実月間」と設定し、不安を抱え

る生徒を早期に発見し、教師と生徒、生徒同士のよりよい人間関係の構築を図ります。

- ・夏季休業日最後の週から9月3週までを「命を守る月間」と設定し、不安を抱え、精神的に不安定な生徒が衝動的な行動を誘発し生命の危険を伴う事態にならないように、命の大切さについて考える機会を設定します。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

定期的なアンケート調査やQ Uテストの実施、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくります。

- ・いじめ等生徒の悩みのアンケート調査実施（年3回：5月、8月、12月）
- ・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
- ・定期的な教育相談の実施（年3回：6月上旬、9月上旬、1月中旬）

イ 相談窓口などの組織体制の構築

生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、以下の校内外の相談窓口について生徒及び保護者に周知し、相談しやすい体制を構築します。

①校内相談窓口

- ・学年主任、学級担任（学級）・養護教諭（保健室）・部活動担当（部活動）

②電話相談窓口

主な相談窓口として

相談機関名	相談時間帯	電話番号
熊本県24時間子どもSOSダイヤル	24時間	0120-078310
いじめ・不登校アドバイザー （八代教育事務所内）	平日 8:30～17:15	0965-35-8550
子ども支援相談室 （八代市教育サポートセンター内）	月～金 13:00～17:00	0965-30-1669

ウ 特別支援教育の視点から

- ・発達障がいを持つ生徒の場合、からかいなどのいじめに遭っていても本人が気づいていなかったり、いじめられていることを本人が大人にうまく伝えられなかったりすることもあるので、すべての教職員が障がいについての知識を深め、見極める力を身に付けるとともに、障がいについて他の生徒へも十分な説明を行います。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心に、当該生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素から整えておきます。

エ 日々の観察

- ・みむろノートやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配ります。
- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くします。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、発見の機会を多くします。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4 月	職員朝会(情報交換) いじめ防止対策委員会 (指導方針、指導計画等) 4 月 6 日 職員会議(共通理解) P T A 総会による 保護者向け啓発(校長)	校内巡回 いじめ実態把握 道徳・特別活動 計画へ反映	みむろノートの活用
5 月		学年・学級づくり 人間関係づくり (1 年集団宿泊教) Q-U テスト	心のアンケート
6 月	教職員研修(生徒理解) 6 月 2 3 日	いじめ根絶月間の取組 ・人権学習、人権集会 ・人権教育講演会 ・いじめ標語の掲示等	教育相談週間
7 月	保護者向け研修会		
8 月	いじめ防止対策委員会 (情報共有、2・3 学期の計画) 8 月 1 8 日	校内巡回	心のアンケート
9 月	職員朝会(情報交換)	学年・学級づくり 人間関係づくり (体育大会)	教育相談週間 みむろノートの活用
10 月		学年・学級づくり 人間関係づくり (文化祭)	
11 月			
12 月	教職員研修(ストレス対策) 1 2 月 日	人権集会 学年・学級づくり 人間関係づくり (2 年修学旅行)	心のアンケート
1 月	職員朝会(情報交換)	校内巡回	教育相談週間 みむろノートの活用
2 月			

3 月	いじめ防止対策委員会 ・ 本年度のまとめ ・ 来年度の課題検討 3月16日		
-----	--	--	--

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。
- ・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

イ いじめられている子どもへの対応

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝えます。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

ウ いじめている子どもへの対応

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導します。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

エ 周囲の子どもへの対応

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体に示します。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることであることを理解させます。
- ・ いじめを訴えること、知らせることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめます。

- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

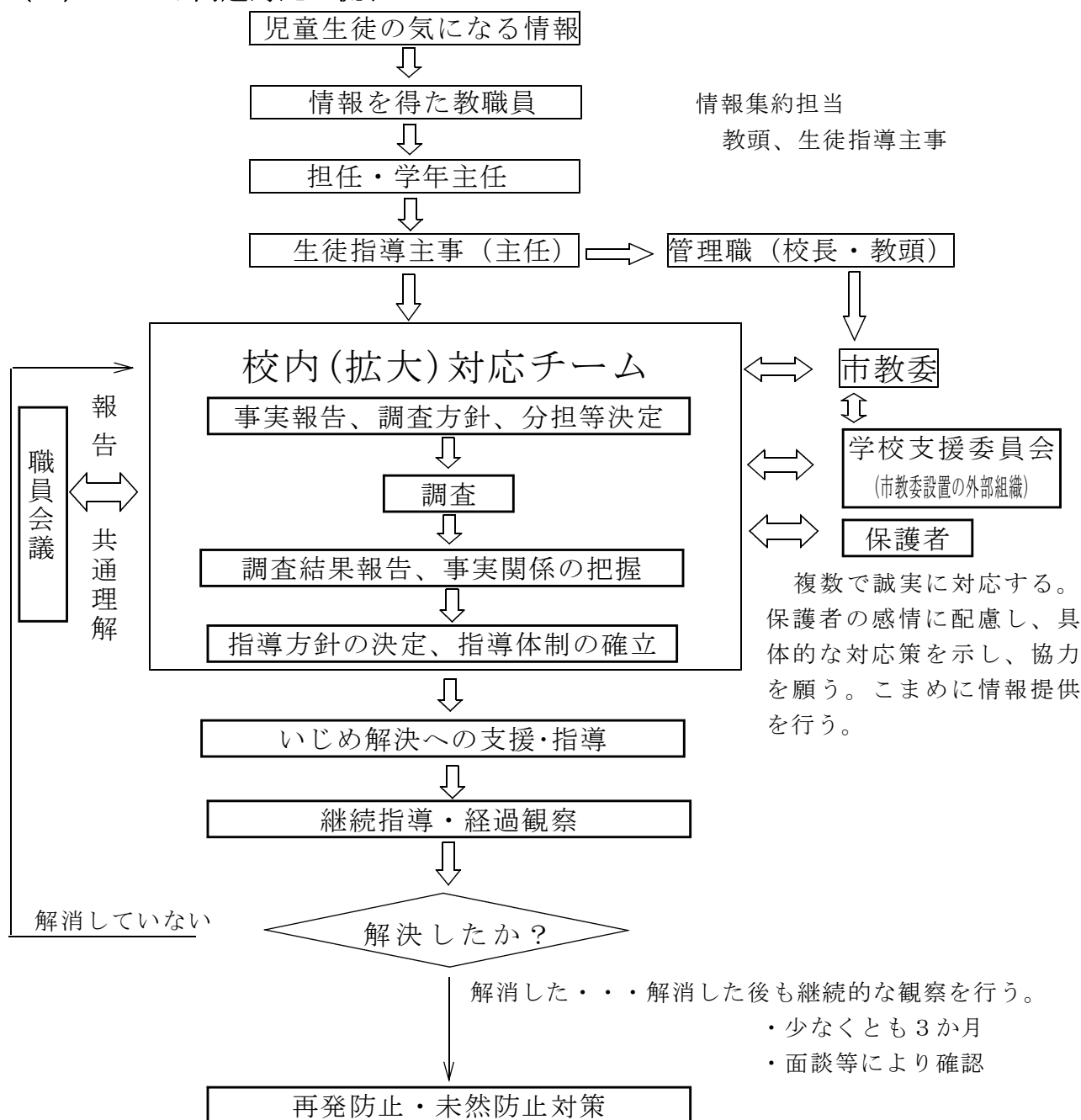
カ いじめた生徒の保護者への対応

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導について伝えます。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

キ 保護者全体への対応

- ・誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないよう、十分な対応・配慮を行います。
- ・説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないよう十分に配慮します。

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見、さら
いじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の
検証を行うとともに、保護者評価など学校評価の項目として取り扱い、客観的
かつ適正に以下の内容を評価します。

- ① いじめの調査及び分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめの再発防止に関わる内容
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容

4 重大事態への対処

(1) 重大事態

次の2つのいずれかに該当する場合、「重大事態」という。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等をいう。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日に相当する期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

基本的には、通常のいじめ発生時の対応による。ただし、重大事態の場合には、以下の対応を追加して行います。

- ① 校長は、情報収集の段階で、重大事態と判断できる場合には、直ちに市教育委員会へ報告する。
- ② 事実確認や方針決定の段階において、市教育委員会の指導を受けながら、当該事案に対する拡大対応チームに市当局者やその他の有識者等を加えた組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 校長は、調査結果について、逐一、市教育委員会へ報告する。
- ⑤ 校長は、市教育委員会の指導の下、被害生徒や保護者等に対して適切に情報を提供する。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、市教育委員会及び所轄警察署等と連携し、厳正に対処する。

5 基本方針の見直し及び公表

第八中学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行います。